

春日井市空き家地域貢献活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、空き家を活用した地域に貢献する取組を促進し、魅力ある住環境を形成するまちづくりを推進するため、地域貢献に資する事業拠点として空き家を改修する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物で、居住の用に供されていたものをいう。
- (2) 任意団体 3名以上で構成されており、団体の規約等が書面で定めがあり団体名を含む口座名義となっている預貯金口座を保有している団体（民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人を除く。）をいう。
- (3) 改修工事 次の箇所の修繕、改修、補強又は間取りの変更をすることによって空き家の安全性及び機能性の維持又は向上のために行う工事をいう。
 - ア 台所、浴室、便所又は洗面所
 - イ 給排水、電気、空調又はガス設備
 - ウ 壁紙又は床の仕上げ
 - エ 屋根又は外壁
 - オ 建具
 - カ 空き家の耐震性
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き家を地域貢献に資する目的で活用するにあたり必要なもので次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1年以上使用されていない空き家の改修工事を伴うもの。
 - (2) 原則として、補助事業が完了した日から5年間以上地域貢献に資する活用を当該空き家で継続すること。
 - (3) 補助事業を実施する空き家が、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に適合していること（補助事業完了後に適合することとなる空き家を含む。）。
- 2 前項の規定にかかわらず、宗教活動、政治活動、選挙活動又は公益を害するおそれ若しくは公序良俗に反するおそれがある活動の用途に使用するものであってはならない。

(補助対象者)

第4条 補助事業の補助の対象となる者（以下「申請者」という。）は、法人又は任意団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象となる空き家の所有者又は賃借人（交付決定後30日以内に当該空き家の売買契約又は賃貸借契約の締結を予定している者を含む。）
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 空き家を活用した事例として、市の広報、ホームページ等において公表することに同意していること。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために当該年度内に行う空き家の改修工事に係る経費とする。

- 2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
- (2) 市の他の補助金により補助対象となっている経費
- (3) 第7条の交付申請を行った者以外の者が支払った経費
(補助金の額)

第6条 補助事業に係る補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く。）とし、1,000,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助事業に着手する前に、春日井市空き家地域貢献活用事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 空き家の使用状況報告書（第3号様式）
- (3) 空き家の位置図（付近見取り図）
- (4) 空き家の外観写真及び改修工事をする工事箇所の写真
- (5) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (6) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (7) 団体の規約、名簿及び団体の通帳の写し（任意団体の場合に限る。）
- (8) 改修工事経費の内容と金額が分かる書類の写し
- (9) 空き家を購入して使用する場合は、空き家所有者から購入する予定であることがわかる同意書
- (10) 空き家を賃借して使用する場合は、空き家の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を締結していない場合にあつては、空き家所有者から賃借をする予定であることがわかる同意書）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項第5号、第9号及び第10号において、申請者が任意団体の場合は、任意

団体の代表者名義とすることができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、春日井市空き家地域貢献活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の可否を決定するに当たり、関係各課及び外部機関等に対し、補助事業が地域貢献につながる事業であるか意見を聞くことができるものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業の実施)

第9条 市長は、申請者が第7条に規定する補助金の交付申請前に補助事業に係る改修工事の契約を締結したとき又は改修工事を自ら実施したときは、補助金を交付しないものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条に規定する補助金の交付決定後において、補助事業を中止する場合は、速やかに春日井市空き家地域貢献活用事業補助金交付申請取下申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第11条 申請者は、第8条に規定する補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更する工事を着手する前に春日井市空き家地域貢献活用事業補助金変更承認申請書（第6号様式）に第7条各号に規定する書類のうち、変更に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第8条に規定する補助金の交付決定の内容を変更することができる。

3 市長は、前項により交付決定の内容を変更するときは、春日井市空き家地域

貢献活用事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、春日井市空き家地域貢献活用事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関する工事請負等契約書の写し又は請書の写し（申請者が自ら改修工事を施工した箇所を除く。）
- (2) 補助事業に関する請求書の写し又は領収書の写し
- (3) 改修工事をした箇所の写真
- (4) 交付申請日以後に空き家を購入又は賃借した場合は、空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号、第2号及び第4号において、申請者が任意団体の場合は、任意団体の代表者名義とすることができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、春日井市空き家地域貢献活用事業補助金確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条に規定する確定通知書を受けた申請者は、速やかに春日井市空き家地域貢献活用事業補助金請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付

の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、前条に規定する補助金の額の確定後においても適用する。
(検査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関する報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市空き家地域貢献活用事業補助金交付要綱の規定は、令和3年7月1日以後の交付申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。